

保険料の円未満の端数の取扱いについて (2020. 2. 14 更新)

1 事業主と被保険者との間の円未満の端数の取扱いについて

事業主と被保険者との間の円未満の端数の取扱いについては、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」(昭和 62 年法律第 42 号) 第 3 条(債務の支払金の端数計算)に定められています。

第三条 債務の弁済を現金の支払により行う場合において、その支払うべき金額(数個の債務の弁済を同時に現金の支払により行う場合においては、その支払うべき金額の合計額)に五十銭未満の端数があるとき、又はその支払うべき金額の全額が五十銭未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額の全額を切り捨てて計算するものとし、その支払うべき金額に五十銭以上一円未満の端数があるとき、又はその支払うべき金額の全額が五十銭以上一円未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額の全額を一円として計算するものとする。ただし、特約がある場合には、この限りでない。

「ただし、特約がある場合には、この限りでない。」とあるように、円未満の端数は、労使間の慣習的な取扱い等の特約がある場合には、その特約に基づき処理することができます。

したがって、介護保険料の端数についても、会社が厚生年金保険料、雇用保険料の端数を取扱い方法と同様の方法で取り扱ったとしても、差し支えありません。

なお、第 3 条本文の規定によれば、事業主が被保険者に給与、賞与を支払う際に社会保険料等を源泉徴収する場合は、源泉徴収後の給与等の支払金額の円未満の端数について、50 銭未満を切り捨て、50 銭以上を切り上げて支払うこととなります。

したがって、被保険者負担額の合計に 50 銭以下の端数がある場合には端数を切り捨てて源泉徴収し、50 銭を超える端数がある場合には、端数を 1 円に切り上げて源泉徴収することとなります。

一方、社会保険料等を源泉徴収せず、被保険者から徴収する場合は、被保険者負担分の合計額が被保険者の事業主に対する債務となりますので、被保険者負担分の合計額に 50 銭未満の端数がある場合には端数を切り捨てて徴収し、50 銭以上の端数がある場合には、端数を 1 円に切り上げて徴収することとなります。

このため、第 3 条本文の規定通りに端数処理したときと、個々の保険料ごとに端数処理したときとは、保険料に円未満の端数が 2 つ以上発生する場合において控除額が異なる場合があります。(次の例をご参照ください。)

(例) 令和2年3月5日に支給する賞与から保険料を源泉徴収する場合 (税は省略)

賞与支給額 317,520円 → 標準賞与額 : 317,000円

保険料率 (例)

健康保険料	82 / 1000 (被保険者負担分	41 / 1000)
介護保険料	14.4 / 1000 (被保険者負担分	7.2 / 1000)
厚生年金保険料	183 / 1000 (被保険者負担分	91.5 / 1000)
雇用保険料	9 / 1000 (被保険者負担分	3 / 1000)

保険料額

健康保険料	25,994円 (被保険者負担分	12,997円)
介護保険料	4,564.8円 (被保険者負担分	2,282.4円)
厚生年金保険料	58,011円 (被保険者負担分	29,005.5円)
雇用保険料	2,853円 (被保険者負担分	951円)

ア 本文の規定どおりに計算した場合

(1) 被保険者負担分合計

$$12,997円 + 2,282.4円 + 29,005.5円 + 951円 = 45,235.9円$$

(2) 控除後の支払うべき賞与の額

$$317,520円 - 45,235.9円 = 272,284.1円 \rightarrow \underline{272,284円}$$

(3) 源泉徴収すべき 保険料額合計

$$317,520円 - \underline{272,284円} = \underline{45,236円}$$

イ 個々の保険料ごとに被保険者負担分の50銭以下は切り捨て、50銭を超える場合は1円に切り上げる場合

(1) 被保険者負担分合計

$$12,997円 + 2,282円 + 29,005円 + 951円 = \underline{45,235円}$$

(2) 控除後の支払うべき 賞与の額

$$317,520円 - \underline{45,235円} = \underline{272,285円}$$

2 事業主と健康保険組合の間の円未満の端数の取扱いについて

事業主と健康保険組合の間の端数処理については、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」(昭和25年3月31日法律第61号)第2条(国等の債権又は債務の金額の端数計算)第1項に、次のように定められています。

(ちなみに、健康保険組合は「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律施行令」第1条第7号により、「国及び公庫等」に含まれます。)

第二条 国及び公庫等の債権で金銭の給付を目的とするもの（以下「債権」という。）又は国及び公庫等の債務で金銭の給付を目的とするもの（以下「債務」という。）の確定金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

したがって、被保険者ごとの保険料を円未満の端数を付けたまま合算し、合算額の円未満の端数を切り捨てた額が、事業主が健康保険組合に納めていただく保険料額（納入告知額）となりますが、当組合では、システムの都合上、賞与分、毎月分の各々で合計額の円未満の端数を切り捨てたあと合算しておりますので、ご了承ください。

なお、納入告知額のうち事業主負担分は、納入告知額から被保険者負担分を差し引いた金額となります。（次の例をご参照ください。）

（例）令和2年4月請求分の介護保険料（ア＋イ） 当組合の場合

ア 令和2年3月分 給与の介護保険料 3,974.4円 → 3,974円 (① = 1,929.6 + 2,044.8)

被保険者A 標準報酬月額 134千円
介護保険料 1,929.6円 (被保険者負担分 964.8円)

被保険者B 標準報酬月額 142千円
介護保険料 2,044.8円 (被保険者負担分 1,022.4円)

イ 令和2年3月5日支払 賞与分の介護保険料 2,073.6円 → 2,073円 (② = 964.8 + 1,108.8)

被保険者A 標準賞与額 67千円
介護保険料 964.8円 (被保険者負担分 482.4円)

被保険者B 標準賞与額 77千円
介護保険料 1,108.8円 (被保険者負担分 554.4円)

当組合からの納入告知額（ア＋イ） 6,047円 (① + ②)

(被保険者負担分の50銭以下を切り捨て、50銭を超えた場合は切り上げとしている場合)

被保険者負担分（ア＋イ） 3,023円 (③ + ④)

ア 毎月分 被保険者A	965円	イ 賞与分 被保険者A	482円
被保険者B	1,022円	被保険者B	554円
計	<u>1,987円</u> (③ = 965 + 1022)	計	<u>1,036円</u> (④ = 482 + 554)

事業主負担分 3,024円 (= 納入告知額 6,047円 (①+②) - 被保険者負担分 3,023円 (③+④))

お問い合わせ先 業務部 資格課 電話 03-3574-8217